



行政書士講座

体験講義 I

憲法入門

資格の大原



1 憲法とは

憲法とは、国家の統治の基本的な事項を定めた法です。

中世においては、国王等の君主が絶対的な権力を保持し、国民を支配していました。しかし、近代革命の結果、君主の権力を制約し、個人の自由を尊重することを原理とする基本法が要求されるようになりました。

わが国の日本国憲法は、公権力を制限して国民の権利や自由を守るという特徴を有しています。

2 人権と統治機構

日本国憲法は、大きく2つの分野に分けると、**基本的人権（人権）**の領域と、**統治機構**の領域からなっています。

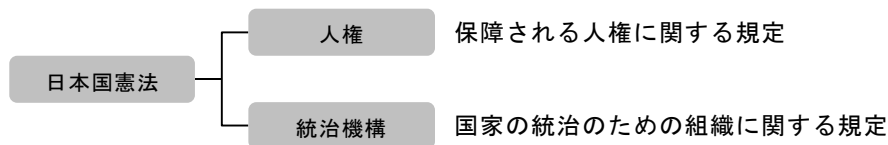
わが国の憲法は、主に次のような内容を定めています。

- ① 権利・自由の保障（人権 例：思想・良心の自由、表現の自由）
- ② 国会、内閣、裁判所に関する規定（統治機構 例：両議院の組織、内閣の職務権限）

日本国憲法は、保障されるべき「人権」のカタログを宣言・規定するとともに、その保障に適した「国家の統治のための組織に関する規定」を定めています。

この両者の関係は、目的と手段の関係（目的としての「人権」と、その保障を達成する手段としての「統治機構」）としてとらえることができます。

図 人権と統治機構



1 基本的人権とは

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（憲法 11 条）とし、人権について、人間が生まれながらに有するものであること（固有性）、公権力に侵されないこと（不可侵性）、人種・性別・身分等を前提にするものではないこと（普遍性）を示しています。

基本的人権は、はじめは自由権を意味しているとされてきました。しかしその後、自由権を確保するために参政権が含まれるようになり、さらに、弱者を守るために社会権が含まれるようになりました。

自由権とは、国家の個人に対する介入を排除し、自由な意思決定・活動を保障する権利をいいます（不作為請求権）。国家からの自由とも言われます。自由権は、さらに精神的自由権（例：表現の自由）、経済的自由権（例：財産権）、人身の自由（例：奴隷的拘束・苦役からの自由）に分類されることがあります。

社会権とは、社会的・経済的弱者を保護するために、国家の積極的な配慮を求めることができる権利をいいます（作為請求権）。国家による自由とも言われます（例：生存権）。

参政権とは、国政等へ参加する権利をいいます。国家への自由とも言われます。

2 人権の保障の限界

日本国憲法は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しています（憲法 13 条）。

権利・自由は、他の人との関わりがあって初めて意味を持ちます。そのため、権利・自由をその人の思うがままに行使することを認めると、他の人の権利・自由を制限したり、侵害したりしてしまう場面が出てきます。

よって、権利の行使には、「他人の権利・自由を侵害してはならない」という制約がはじめから内在しているものとされています。

3 人権の享有主体

1. 序論

憲法第3章が国民を権利・義務の主体としていることから、一般国民のほかに、いかなる者が人権を享有するのかという問題がある。これを、基本的人権の享有主体（人権享有主体性の問題）という。主に、外国人と法人に関する検討が中心になる。

2. 外国人

(1) 外国人の人権享有主体性について

基本的人権は国家が成立する以前の権利であり、また、日本国憲法は国際協調主義を採用している。したがって、人権の保障は、外国人に対しても原則として**及ぶ**。

しかし、外国人に対する人権の保障は、日本国民と全く同じではない。権利によっては外国人に認めることが適当でないものがあるからである。

よって、どのような人権が、どの程度保障されるかは、その権利の**性質**によって、**個別に判断される**（マクリーン事件 最大判昭和 53.10.4）。

判例 マクリーン事件（最大判昭和 53.10.4）

【事案】 アメリカ合衆国国籍を有するXが、法務大臣Yに対し、在留期間の更新を申請したところ、Yは、Xに対し、Xの在留期間中の無届転職と政治活動を理由に、当該更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとして右更新を許可しないとの処分（本件処分）をした。これを不服としたXは、本件処分の取消しの訴えを提起した。

【判旨】 思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、……外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。

(2) 入国する自由・在留する権利

入国の自由・在留する権利について、判例は、外国人は保障されているものではないとしている（マクリーン事件 最大判昭和 53.10.4）。

判例 マクリーン事件（最大判昭和 53.10.4）

憲法22条1項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされている……。したがって、憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものではないことはもちろん、所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもないと解すべきである。